

バリアフリー化推進功労者表彰要領

平成 13 年 11 月 6 日
バリアフリーに関する関係閣僚会議決定

1．目的

この表彰は、高齢者、障害者を含むすべての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード面、ソフト面を含めた社会全体のバリアフリー化を効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰し、もって、バリアフリー化に関する優れた取組を広く普及させることを目的とする。

2．表彰の対象

バリアフリー化に関して、施設の整備、製品の開発、推進・普及のための活動等において、極めて顕著な、又は特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体

3．表彰者

極めて顕著な功績又は功労があったと認められる者については内閣総理大臣、特に顕著な功績又は功労があったと認められる者については内閣官房長官

4．表彰の方法

表彰状及び記念品

5．表彰の時期

表彰は、年一回行う。

6．表彰の手続

都道府県等から推薦された者のうちから、別に定める選考委員会の意見を聴いて、内閣総理大臣又は内閣官房長官が被表彰者を決定する。

7．表彰の事務

表彰に関する事務は、関係各省庁の協力を得て、内閣府において行う。

8．その他

- (1) この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、内閣府政策統括官（総合企画調整担当）が定める。
- (2) この表彰は、平成 14 年から 5 年間に限り実施することとする。

(参考)

バリアフリー化推進功労者表彰の対象として想定される代表的事例

施設の整備

- 施設・建築物（医療施設、劇場・映画館、集会場・公会堂、展示場、店舗、宿泊施設、福祉施設、体育施設・遊技場、博物館・美術館・図書館、官公庁施設、学校、集合住宅など）のバリアフリー化
- 交通機関（駅等を含む）・道路・公園のバリアフリー化
- まちづくりにおけるバリアフリー化

なお、国が直轄事業として整備したものは除く。

製品の開発等

- バリアフリー化に資する創造的な用具・機器の開発・研究・規格の標準化など。

なお、他者の知的所有権を侵害しないものに限る。

推進・普及のための活動等

- 高齢者や障害者などの自立と社会参加を支援するための、バリアフリー社会づくりに寄与する活動（ガイドマップの作成、旅行・買物等の外出を介助するボランティア、バリアフリー化状況の点検、各種情報提供・調査研究など）

なお、2年以上の活動の実績があり、現在も活動を継続しているものに限る。

受賞者一覧

【内閣総理大臣表彰】

受賞者名	推薦団体
新井リゾート開発株式会社	新潟県
下田タウン株式会社	青森県

【内閣官房長官表彰】

受賞者名	推薦団体
Accessible 盛岡	岩手県
伊丹市	兵庫県
財団法人共用品推進機構	経済産業省
株式会社京急ファインテック	国土交通省
財団法人すこやか食生活協会	農林水産省
特定非営利活動法人デイヘルプ	千葉県 経済産業省
特定非営利活動法人 福祉のまちづくり市民ネットワーク	静岡県
バリアフリーデザイン研究会	熊本県
むくどりホーム・ふれあいの会	札幌市

(五十音順)